

平成 21 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	14
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	15

調 査 の 概 要

【調査目的】

平成 21 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,750 市町村（特別区を含む）及び 47 都道府県を対象に、平成 21 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 20 年度に相談・通報があり、平成 21 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

調 査 結 果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表1)

平成21年度、全国の1,750市町村(特別区を含む)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、408件であった。平成20年度は451件であり、43件(9.5%)減少した。

表1 相談・通報件数

	21年度	20年度	増減(%)
件数	408	451	△43(△9.5%)

(2) 相談・通報者(表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が30.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が25.7%であり、「当該施設元職員」が12.5%であった。なお、「本人による届出」は3.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数408件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	14	105	123	51	2	16	1	38	61	41	452
構成割合(%)	3.4	25.7	30.1	12.5	0.5	3.9	0.2	9.3	15.0	10.0	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数408件に対するもの。

(3) 事実確認の状況(表3)

平成21年度において「事実確認を行った事例」は362件、「事実確認を行わなかった事例」は61件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が68件、虐待の「事実が認められなかった事例」が192件、虐待の「判断に至らなかった事例」が102件であった。

一方、事実確認を行わなかった61件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が17件、「都道府県に調査を依頼」が7件、「その他」が19件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成20年度に相談・通報があったもののうち、平成21年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成21年度の相談・通報件数408件と一致しない。

表 3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	362	68	192	102	61	18	17	7	19
構成割合(%)	85.6	16.1	45.4	24.1	14.4	4.3	4.0	1.7	4.5

(4) 都道府県への報告 (表 4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 362 件のうち、83 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 68 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 15 件であった。

表 4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	83 件
虐待の事実が認められた	68 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	15 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表 5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 15 件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 4 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 6 件、「後日調査予定、又は調査の可否を検討中」が 2 件であった。

表 5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	15 件
虐待の事実が認められた事例	3 件
虐待ではないと判断した事例	4 件
虐待の判断に至らなかった事例	6 件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	2 件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 6)

市町村から報告があったものの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 55 件あり、このうち 24 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 15 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例があるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数 55 件と一致しない。

表 6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	15 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	2 件
事実確認調査を行わなかった事例	26 件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 7, 8)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では 68 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では 3 件、都道府県が直接把握した事例では 5 件であり、これらを合わせた総数は、76 件であった。これを都道府県別にみると表 8 のとおりである。

表 7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	68	3	5	76

表 8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

(平成 21 年度)

件数	件数	件数	件数
北海道 4	東京都 6	滋賀県 0	香川県 1
青森県 1	神奈川県 8	京都府 2	愛媛県 0
岩手県 0	新潟県 2	大阪府 7	高知県 2
宮城県 0	富山県 0	兵庫県 1	福岡県 2
秋田県 0	石川県 2	奈良県 1	佐賀県 0
山形県 0	福井県 1	和歌山県 1	長崎県 1
福島県 4	山梨県 1	鳥取県 2	熊本県 1
茨城県 0	長野県 0	島根県 0	大分県 1
栃木県 1	岐阜県 1	岡山県 1	宮崎県 2
群馬県 2	静岡県 0	広島県 3	鹿児島県 0
埼玉県 6	愛知県 3	山口県 0	沖縄県 1
千葉県 2	三重県 3	徳島県 0	合計 76

1-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 76 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表 9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 30.3%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 22.4%、「介護老人保健施設」が 14.5%の順であった。

表 9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問入浴介護	老人デイサービスセンター	特定施設入居者生活介護	合計
件数	23	11	2	17	7	2	1	2	3	3	2	3	76
構成割合(%)	30.3	14.5	2.6	22.4	9.2	2.6	1.3	2.6	3.9	3.9	2.6	3.9	100.0

(2) 虐待の種別・類型 (表 10)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が 69.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 34.2%、「性的虐待」が 10.5%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数 76 件と一致しない。

表 10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	53	2	26	8	1	90
構成割合(%)	69.7	2.6	34.2	10.5	1.3	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数 76 件に対するもの。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について、被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、73 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 138 人であった。

ア. 性別 (表 11)

「男性」が 24.6%、「女性」が 75.4%と、全体の 7 割強が「女性」であった。

イ. 年齢 (表 12)

「80～84 歳」が 26.8%と最も多く、次いで「85～89 歳」が 21.7%、「75～79 歳」及び「90～94 歳」が 13.0%であった。

表 11 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	34	104	138
構成割合(%)	24.6	75.4	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

表 12 被虐待高齢者の年齢

	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	不明	合計
人数	5	17	18	37	30	18	11	1	1	138
構成割合(%)	3.6	12.3	13.0	26.8	21.7	13.0	8.0	0.7	0.7	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分 (表 13)

「要介護 4」が 36.2%と最も多く、次いで「要介護 5」が 20.3%、「要介護 3」が 15.2%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 71.7%と約 7 割を占めた。

表 13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自 立	4	2.9
要支援 1	1	0.7
要支援 2	2	1.4
要介護 1	16	11.6
要介護 2	14	10.1
要介護 3	21	15.2
要介護 4	50	36.2
要介護 5	28	20.3
不 明	2	1.4
合 計	138	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、72 件の事例に対し虐待者の総数は 90 人であった。

ア. 年齢 (表 14)

「30 歳未満」が 23.3%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 21.1%であり、これらを合わせると「40 歳未満」が約半数を占めた。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人数	21	19	17	9	8	16	90
構成割合(%)	23.3	21.1	18.9	10.0	8.9	17.8	100

(注) 虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を集計。

イ. 職種（表 15）

「介護職員」が 77.8%、「看護職員」が 6.7%、「施設長」が 4.4%などであった。

表 15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他	合計
人数	70	6	3	4	3	4	90
構成割合(%)	77.8	6.7	3.3	4.4	3.3	4.4	100.0

（注）虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を集計。

（５）虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 16）

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例 76 件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導は、「施設等に対する指導」が 61 件、「改善計画提出依頼」が 46 件、「従事者への注意・指導」14 件であった。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 39 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 6 件、「改善命令」が 1 件であった。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」61 件、「勧告・命令等への対応」6 件であった。

表 16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村による指導等	施設等に対する指導	61 件
	改善計画提出依頼	46 件
	従事者への注意・指導	14 件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使（都道府県又は市町村）	報告徴収、質問、立入検査、指導	39 件
	改善勧告	6 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	0 件
	指定取消	0 件
	合計	46 件
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等から改善計画の提出	61 件
	勧告・命令等への対応	6 件
	その他	21 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 17）

平成 21 年度、全国の 1,750 市町村（特別区を含む）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、23,404 件であった。平成 20 年度は、21,692 件であり、1,712 件（7.9%）増加した。

表 17 相談・通報件数

	21 年度	20 年度	増減（%）
件数	23,404	21,692	1,712（7.9%）

(2) 相談・通報者（表 18）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 44.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.4%、「被虐待高齢者本人」が 11.7%、「民生委員」が 7.9%、「警察」が 7.4%、「当該市町村行政職員」が 7.2%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 23,404 件と一致しない。

表 18 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	近隣 住民・ 知人	民生 委員	被虐 待高 齢者 本人	家族・ 親族	虐待 者自 身	当該 市町 村行 政職 員	警察	その 他	不明	合計
人数	10,346	1,318	1,856	2,728	2,908	417	1,679	1,734	2,041	113	25,140
構成割 合(%)	44.2	5.6	7.9	11.7	12.4	1.8	7.2	7.4	8.7	0.5	—

（注）構成割合は、相談・通報件数 23,404 件に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表 19）

「事実確認調査を行った」が 96.0%、「事実確認調査を行っていない」が 4.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.0%であり、「訪問調査を行った事例」が 61.6%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 33.4%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.0%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 2.0%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成 20 年度に相談・通報があったもののうち、平成 21 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 21 年度の相談・通報件数 23,404 件と一致しない。

表 19 事実確認の実施状況

	件 数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	22,791	96.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	22,551	(95.0)
訪問調査を行った事例	14,621	[61.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,930	[33.4]
立入調査により調査を行った事例	240	(1.0)
警察が同行した事例	105	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	36	[0.2]
事実確認調査を行っていない事例	942	4.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	477	(2.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	465	(2.0)
合 計	23,733	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は、15,615 件であった。平成 20 年度は、14,889 件であり、726 件（4.9%）増加した。

表 20 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,615	68.5
虐待ではないと判断した事例	4,029	17.7
虐待の判断に至らなかった事例	3,147	13.8
合 計	22,791	100.0

以下、虐待判断事例件数 15,615 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 21)

「身体的虐待」が 63.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 38.2%、「経済的虐待」が 26.1%、「介護等放棄」が 25.5%、「性的虐待」が 0.6%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 15,615 件と一致しない。

表 21 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	9,919	3,984	5,960	96	4,072	24,031
構成割合(%)	63.5	25.5	38.2	0.6	26.1	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 15,615 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 22、表 23）

性別では「女性」が 77.3%、「男性」が 22.7%と「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.0%と最も多かった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,615 件に対し、被虐待高齢者人数は 16,002 人であった。

表 22 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	3,625	12,371	6	16,002
構成割合(%)	22.7	77.3	0.0	100.0

表 23 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以 上	不明	合計
人数	1,616	2,458	3,440	3,834	2,924	1,604	126	16,002
構成割合(%)	10.1	15.4	21.5	24.0	18.3	10.0	0.8	100.0

イ. 要介護認定者数（表 24）

被虐待高齢者 16,002 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.6%（10,972 人）と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	3,919	24.5
申請中	441	2.8
認定済み	10,972	68.6
認定非該当(自立)	553	3.5
不明	117	0.7
合計	16,002	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 25、表 26）

要介護認定者 10,972 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 20.5%と最も多く、次いで「要介護 3」が 19.9%、「要介護 1」が 19.6%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 66.7%であり、被虐待高齢者全体（16,002 人）の 45.7%を占めた。

表 25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	850	7.7
要支援 2	1,019	9.3
要介護 1	2,151	19.6
要介護 2	2,244	20.5
要介護 3	2,180	19.9
要介護 4	1,549	14.1
要介護 5	929	8.5
不明	50	0.5
合計	10,972	100.0

表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,642	15.0
自立度Ⅰ	1,803	16.4
自立度Ⅱ	3,186	29.0
自立度Ⅲ	2,567	23.4
自立度Ⅳ	857	7.8
自立度Ⅴ	222	2.0
認知症はあるが自立度不明	483	4.4
自立度Ⅱ以上(再掲)	(7,315)	(66.7)
認知症の有無が不明	212	1.9
合計	10,972	100.0

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況(表 27)

「虐待者との同居」が 86.4%と、8 割強が虐待者との同居であった。

表 27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者との同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
件数	13,487	1,928	178	22	15,615
構成割合(%)	86.4	12.3	1.1	0.1	100.0

オ. 世帯構成(表 28)

「未婚の子と同一世帯」が 37.6%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 26.6%であり、両者を合わせると 64.1%と、6 割強が子と同一の世帯であった。

表 28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	1,378	2,890	5,864	4,153	1,307	23	15,615
構成割合(%)	8.8	18.5	37.6	26.6	8.4	0.1	100.0

カ. 虐待者との関係(表 29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 41.0%と最も多く、次いで「夫」が 17.7%、「娘」が 15.2%の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,615 件に対し虐待者人数は 17,077 人であった。

表 29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,016	867	6,999	2,604	1,336	353	322	750	797	33	17,077
構成割合(%)	17.7	5.1	41.0	15.2	7.8	2.1	1.9	4.4	4.7	0.2	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無(表 30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 33.2%と、3 割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 58.0%であった。

※ 虐待への対応には、平成 20 年度の虐待判断事例のうち、平成 21 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成 21 年度の虐待判断事例件数 15,615 件と一致しない。

表 30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	5,528	33.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	9,650	58.0
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	40	0.2
対応について検討、調整中の事例	919	5.5
その他	507	3.0
合 計	16,644	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 31)

分離を行った事例(表 30 の「分離を行った事例」5,528 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」40 件の合計 5,568 件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 38.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 20.6%、「やむを得ない事由等による措置」が 11.6%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 646 件のうち、34.2%に当たる 221 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 31 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,152	38.6
やむを得ない事由等による措置	646	11.6
面会の制限を行った事例	221	
緊急一時保護	613	
医療機関への一時入院	1,146	20.6
その他	1,011	18.2
合 計	5,568	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 32）

分離していない事例（表 30 の「分離していない事例」9,650 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」40 件の合計 9,690 件）における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 48.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.8%、「見守り」が 23.7%であった。

表 32 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	4,728	48.8
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	235	2.4
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを新たに利用	1,462	15.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,597	26.8
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	861	8.9
その他	1,243	12.8
見守り	2,295	23.7

（注）構成割合は、分離していない事例件数 9,690 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 308 件、「利用手続き中」が 234 件であり、これらを合わせた 542 件のうち、市町村長申し立ての事例は 216 件（39.9%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 260 件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 16 件 17 人、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」6 件 6 人、「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」5 件 5 人、「心中」3 件 3 人、「その他」1 件 1 人であり、合わせて 31 件 32 人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」6 人（18.8%）、「女性」26 人（81.3%）であった。年齢は、「70-74 歳」8 人（25.0%）、「80-84 歳」8 人（25.0%）、「90 歳以上」7 人（21.9%）、「85-89 歳」4 人（12.5%）、「75-79 歳」3 人（9.4%）、「65-69 歳」2 人（6.3%）の順である。

加害者の性別は「男性」25 人（80.6%）、「女性」6 人（19.4%）であり、続柄は、多い順に「息子」14 人（45.2%）、「夫」10 人（32.3%）、「妻」3 人（9.7%）、「娘」2 人（6.5%）、「息子配偶者」1 人（3.2%）、「娘配偶者」1 人（3.2%）であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「有」20 人（62.5%）、「無」11 人（34.4%）、「不明」1 人（3.1%）であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 21 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 33 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」が 53.9%と初めて半数以上の市町村でマニュアル等が作成された。また「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」といった高齢者虐待防止ネットワークの構築や、「成年後見制度の市区町村長申立への体制強化」といった権利擁護の取組について実施率が上昇するなど、高齢者虐待防止対応のための体制整備が進みつつあるが、依然4割台～6割台に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 33 市町村における体制整備等に関する状況 (1,750 市町村、平成 21 年度末現在)

		実施済み	未実施	20実施済み
対応窓口部局の住民への周知 (平成 21 年度中)	市町村数	1,486	264	1,534
	構成割合 (%)	84.9%	15.1%	85.2%
独自の対応のマニュアル、業務 指針等の作成	市町村数	944	806	832
	構成割合 (%)	53.9%	46.1%	46.2%
地域包括支援センター等の関係 者への研修	市町村数	1,330	420	1,323
	構成割合 (%)	76.0%	24.0%	73.5%
講演会や広報紙等による住民 への啓発活動	市町村数	1,200	550	1,235
	構成割合 (%)	68.6%	31.4%	68.6%
居宅介護サービス事業者に法に ついて周知	市町村数	1,241	509	1,286
	構成割合 (%)	70.9%	29.1%	71.4%
介護保険施設に法について周 知	市町村数	1,100	650	1,147
	構成割合 (%)	62.9%	37.1%	63.7%
「早期発見・見守りネットワーク」 の構築への取組	市町村数	1,173	577	1,118
	構成割合 (%)	67.0%	33.0%	62.1%
「保健医療福祉サービス介入支 援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	856	894	793
	構成割合 (%)	48.9%	51.1%	44.1%
「関係専門機関介入支援ネット ワーク」の構築への取組	市町村数	809	941	739
	構成割合 (%)	46.2%	53.8%	41.1%
成年後見制度の市区町村長申 立への体制強化	市町村数	1,197	553	1,155
	構成割合 (%)	68.4%	31.6%	64.2%

		実施済み	未実施	20実施済み
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数 構成割合 (%)	945 54.0%	805 46.0%	898 49.9%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数 構成割合 (%)	1,014 57.9%	736 42.1%	981 54.5%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数 構成割合 (%)	1,322 75.5%	428 24.5%	
必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等	市町村数 構成割合 (%)	1,309 74.8%	441 25.2%	